

第1部 総論

第1章 滋賀の環境

「来るべき21世紀は「環境の世紀」といわれています。淡水の枯渇や質的な悪化が地球規模で進むことが心配されている中で、碧い琵琶湖の創造に向けた取組を通して私たちが世界に貢献できることがあるのではないのでしょうか。」

これは、平成9年10月に策定した滋賀県環境総合計画の「はじめに」の一文です。計画策定から3年、いよいよ21世紀を迎えました。今、私たちは、まさに環境の世紀を生きています。

環境のトッスランナーをめざして

新世紀の始まりである今年、本県では、「第9回世界湖沼会議」が開催されます。この会議は、琵琶湖の環境保全の取組から、滋賀県の呼びかけで、昭和59年（1984年）8月に第1回の産声を上げました。ここでは、20世紀の琵琶湖の環境保全の取組とその広がりについて振り返ります。

古く、滋賀の地は、淡海の国と呼ばれていました。「淡海」とは淡水の湖のことであり、我が国最大の湖、琵琶湖を指す言葉でもあります。人々は、琵琶湖とその周辺の豊かで穏やかな自然の中で、自然とともに生きてきました。今日の環境という概念もなかった時代ですが、人々は、身の回りの環境に負荷をかけないように生活をしてきました。汚せば、自分に返ってくることを経験的に十分理解し、それが社会の共通認識、規範となっていたからでしょう。

琵琶湖の周辺では、昭和30年代までは、湖水や川の水をそのまま飲み水にしていた地域が少なくありませんでした。現在では、100%近い水道整備率も、昭和30年（1955年）では、約10%で、その大部分は大津市と近江八幡市で占められていました。

戦後、急速に近代化、工業化が進み、人口も増加し、経済規模は大きくなり、日本は経済大国といわれるようになりました（図1-1-1）。本県では、琵琶湖の豊富な水と、京阪神に近いなどの好条件から、工場の立地が進み、それとともに宅地造成等の開発も進みました。農業では、農薬や化学肥料を多量に使用するようになりました。

こうした中、琵琶湖の水質は、昭和30年代以降急激に悪化し、昭和初期北

湖中央部で10mを越えていた透明度は、昭和46年頃になると、北湖で約4m、南湖では2m以下まで低下しました。琵琶湖だけでなく、大気や河川の水質など身近な生活環境の汚染が進みました。こうした状況は、公害として社会的な問題となり、県では昭和44年に公害防止条例を制定し、工場排水を規制するなど、事業者と一体となって公害を克服してきました。

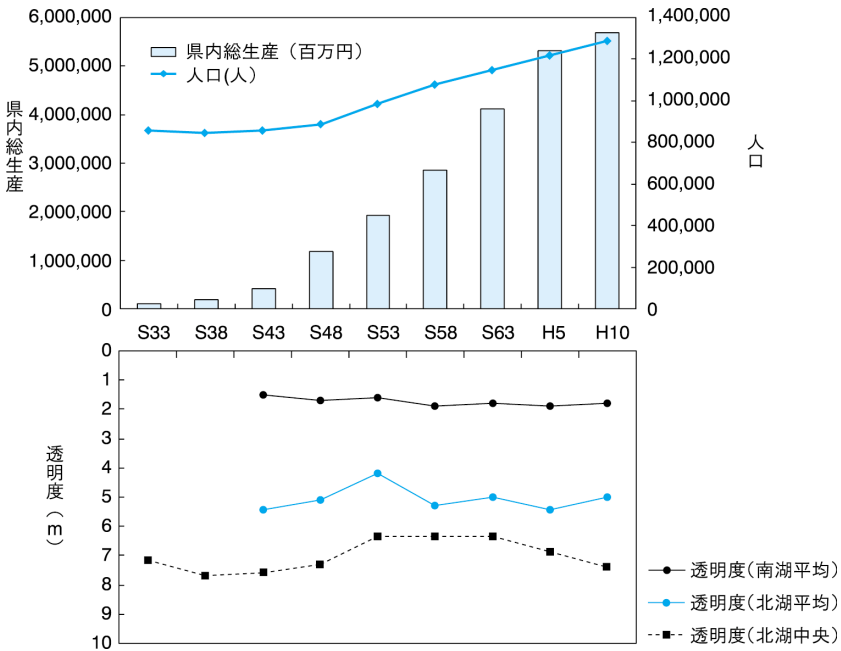
近代化の流れは、事業者だけでなく、県民のライフスタイルも変化させることとなりました。社会全体が、大量生産、大量消費、大量廃棄へと突き進み、県民の生活は便利で豊かになりましたが、それと引き替えに、日常生活自体が、かけがえのない自然環境に負荷を与え続けていました。琵琶湖では、生活排水等により富栄養化が進み、昭和52年には赤潮が発生し、昭和58年には、より湖の富栄養化が進んだ状態を示すアオコが見られるようになりました。これらの赤潮やアオコの発生は、自然からの警告といえましょう。

これに対し、県民は、環境と健康に適さない合成洗剤の使用禁止を訴え、石鹼使用推進運動を展開しました。こうした運動を背景に、本県でも富栄養化防止対策に取り組み、その原因である窒素、リンの流入を減らすため、昭和54年に琵琶湖富栄養化防止条例を制定しました。この条例は、工場の排水規制や農業排水の適正管理、畜産排水の適正処理のほか、リンを含む家庭用洗剤の使用禁止など県民の日常生活にも関与するもので、画期的な条例でした。この条例の施行日である7月1日は、後に「よみがえれ碧いびわこの日」とされ、県民総ぐるみで琵琶湖湖岸や河川の一斉清掃など行われるようになりました。その後、平成8年に制定した滋賀県環境基本条例で「びわ湖の日」と定められ、この日を中心に、県内各地で、様々な環境保全活動が行われています（第2部第1編第7章252頁参照）。全国でも上位の人口増加率にもかかわらず、琵琶湖の富栄養化の進行が抑制されていることは、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしてきた成果と言えるのではないのでしょうか（図1-1-1）。

富栄養化防止条例の施行は、全国的にも大きな反響を呼び、昭和56年の茨城県の霞ヶ浦富栄養化防止条例や昭和59年の湖沼水質保全特別措置法の制定のきっかけとなりました。

こうした琵琶湖での取組は、世界の湖沼の環境保全対策へとつながり、広がっていきます。条例施行から4年後の昭和59年8月、本県の呼びかけで、住民、行政、科学者が一同に集まり湖沼の環境問題の解決を探る場として、「世界湖沼環境会議」が開催され、今年開催される「第9回世界湖沼会議」へと連綿と続いています。また、世界湖沼環境会議をきっかけとして、昭和61年

図1-1-1 人口と県内総生産・琵琶湖の透明度



注) 県内総生産は、昭和33年度から48年度は、「長期遡及推計 県民経済計算報告(平成3年2月経済企画庁)」、昭和53年度から平成5年度は、「平成9年度滋賀県民経済計算」、平成10年度は、「平成10年度滋賀県民経済計算」をもとに作成。

に設置された(財)国際湖沼環境委員会(ILEC)では、世界の湖沼環境保全対策に関する事業を推進しています。

この他、琵琶湖の環境保全だけでなく、本県では、平成6年から物品購入の担当部局からの取組として、全国に先駆けてグリーン購入の取組を実行してきました。さらに、平成11年には、グリーン購入の一層の普及を図る組織として、県内の企業、消費者団体、行政による「滋賀グリーン購入ネットワーク」の設立へと展開しています。また、平成12年3月に制定した「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を県民や事業者積極的に求めています。

私たちは、琵琶湖を通して、地域と地球の環境を考え、様々な新しい取組を生み出してきました。琵琶湖は、これら取組の原点であり、いわば生みの親といえるのではないのでしょうか。

琵琶湖は、長い歴史の中で、多くの固有種を含む多様な淡水生物からなる豊かな生態系を育んできました。また、その水資源は、私たち人間の生命の源でもあります。

母なる湖、琵琶湖。その琵琶湖の環境を敬愛し守っていかうとする県民の心は、県行政での「環境優先の理念」や「環境へのこだわり」を力強く支える基盤であり、今後の本県の環境保全の取組のバックボーンとなっていくでしょう。

コミュニケーションから始まる「環境の世紀」

近年、環境に関して「環境コミュニケーション」や「リスクコミュニケーション」という言葉が聞かれます。

環境コミュニケーションは、国の環境基本計画では、「持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、民間非営利団体といった各主体のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聴き、討議することによりお互いの理解と納得を深めていくこと」という意味で用いられています。

また、近年、わが国では、事業者においては、環境コミュニケーションの一環として、環境報告書や環境会計等により、自らの環境保全活動への取組方針や実績などを公表する動きが広がっています。

本県での環境コミュニケーションに関する制度としては、県民による環境自治委員会への申立制度や環境影響評価における意見陳述、環境保全施策の策定におけるパブリックコメントなどがあげられます。また、「びわ湖の日」の取組など様々な県民参加の取組も環境コミュニケーションを基礎とした取組といえるでしょう。

一方、リスクコミュニケーションは、化学物質による影響など、正確な情報を行政、事業者、住民等のすべての者が共有しつつ相互に意思疎通を図ることを通じて、リスクを軽減しようとするものです（第2部第1編第5章参照）。

いずれも、単に情報を提供するだけではなく、環境に関する情報を共有し、話し合い、相互に理解することが重要となっています。これは、現在の環境問題が、地球温暖化や廃棄物問題などのように、私たちのライフスタイルに起因していることにあります。持続可能な社会の実現に向けて、ライフスタイルを転換していくためには、一人ひとりが、環境について考え、また、一人で考えるだけではなく、多くの人と話し合い、情報を共有し、そして自主

的に具体的に行動していくことが必要です。

様々な情報の中から、私たちの生活している環境が今どのような状況にあるのかを把握し、互いに議論し、取り組むべき方向性を見出していくことが重要です。このようなコミュニケーションを通じた県民との対話や協働は、県民参加による環境保全施策を実施していく上で欠かせません。

私たちは、20世紀前半までのような環境に負荷をかけない環境と調和した生活にそのまま戻することはできませんが、「環境」にこだわり、あらゆる分野で環境への負荷を減らしていく努力を続けていかななくてはなりません。

幸い本県には、石鹼使用推進運動に代表されるように、県民の主体的な環境保全活動を礎に「環境自治」に取り組んできた肥沃な土壌があります。この土を耕し、持続可能な社会の樹々を育てていきましょう。この樹々は、私たちの生活にすばらしい恵みを与えてくれるはずです。

コミュニケーションを通じて、「環境の世紀」が単なる掛け声はなく、多くの人々が実感でき、真に持続して発展できる社会の実現に向けて取り組んでいきましょう。コミュニケーションを土台に、県民、事業者、行政などの主体間の環境に関する合意形成に基づくパートナーシップが築かれ、持続可能な地域社会を創造できるならば、それはわが国に、さらには世界に貢献することになるでしょう。滋賀県は、そのようなモデル地域づくりに挑戦するにふさわしい条件を備えているのではないのでしょうか。

今、21世紀は始まったばかりです。

本書の構成

第1部第3章では、コミュニケーションから始まる「環境の世紀」をテーマに新たな取組を紹介しています。今年11月に開催される第9回世界湖沼会議など世界とのコミュニケーションを図る取組をはじめ、湖国21世紀記念事業など多くの人々が参加されている取組や新しい制度を紹介しています。

第1部第2章では、「滋賀県環境総合計画」等における環境に関する数値目標を整理し、本県の環境の現況がわかるように、平成12年度における進捗状況を明らかにするとともに、進捗状況の自己評価を行っています。

第1部第4章および第2部は、「滋賀県環境総合計画」における「基本的な環境保全施策」および「みんなで取り組む重点プロジェクト」の項目にあわせて環境の現況や施策について掲載しています。

本書が、コミュニケーションの一つの手段として活用され、さらなる取組につながっていくことを期待しています。